

春日部市長  
石川 良三様

## 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書

2015年11月  
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会  
代表 金子 史(幸松放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

今年度は、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。

しかしながら、条例改正の最も大きな変化の一つである「全学年の入室」に関しては、依然として高学年が入室できない児童クラブが存在し、また大規模クラブの改善についても、「当面の間」現状を維持するという経過措置が謳われており、未だ制度改革の成果が見られておりません。

このような状況を一刻も早く改善し、「日本一子育てしやすい町」を掲げる春日部市において、子ども達の放課後の生活環境が少しでも改善される様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

### <要望>

#### 1. 運営に関する要望

##### 1) 新条例に基づき、全学年の希望者が入室できる様、一日も早く設備と体制を整えてください。

定員オーバーを理由に高学年の一部が入室不可の状態となっているクラブについて、早急に設備の拡張と指導員の確保をお願いします。

##### 2) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来の方針は、「小規模でも1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員のうち1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、「基準を超えて運営されている事業者」については、「基準を理由に運営を低下させる」ことは許されません。

##### 3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

##### 4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、

民営学童保育では高額になっているのが現状です。昨年度の要望書回答では、「県内市の平均は8300円」と記述がありますが、これは公設学童の平均でしょうか？さいたま市の例を見ても、同じ市内でも公設は8000円、NPO学童は10500円と、かなりの差があります。県内市の平均が8300円だとすれば、県内公設学童の平均はそれよりも低いはずですが、そうならば、春日部市は「公設の中では高い保育料」という事になります。平均値算出方法について、もう少し具体的にご説明をお願いします。

また、さいたま市や幸手市、久喜市など、多くの市町村で高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られています。春日部市においてもこうした軽減措置を検討してください。

#### 5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

#### 6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新条例の附則に盛り込まれた経過措置で、1クラブ辺りの児童数（概ね40名）と、専用区画の面積（1人当たり1.65㎡以上）について、経過措置として期限を定めない猶予期間が明記されています。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

## 2. 指導員および保育内容について

### 1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としていますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

### 2) 指定先の業務管理担当者に放課後児童支援員認定資格研修を受講させてください。

新制度の開始に伴い、今年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

### 3) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータ

もあります。春日部の指導員給与についても、東武沿線の越谷、草加いずれの市よりも低い水準であり、過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。指導員の多くは経験の浅い状況であり、その指導員が頻繁に離職する状態がここ数年続いています。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加が必要です。そのために、指定先への委託費用、特に人件費の増額を行ってください。

#### <参考データ 1>資格別平均年収

(年収ラボ H25 年版データ)

(\*総務省 H19 年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4 万円	43.8 歳
看護師	472 万円	38.0 歳
准看護師	399 万円	46.7 歳
保育士	310 万円	34.7 歳

#### <参考データ 2>春日部市および草加市の放課後児童クラブ指導員年収比較

勤続年数 (経験年数)	年収 (超勤手当を除く)		
	春日部市(H25)	越谷市(H26)	草加市(H24)
1 年目 (0 年)	2,124,276 円	2,134,860 円	2,320,000 円
2 年目 (1 年)	2,157,792 円	2,260,440 円	2,363,500 円
.....	.....	.....	.....
1 2 年目 (1 1 年)	2,480,184 円 ※12 年目以降昇給無し	2,595,320 円 ※14 年目以降昇給無し	2,842,000 円 ※12 年目以降も昇給

#### 4) 保育課および社協担当者の現場把握を徹底してください。

放課後児童クラブの各現場において、子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など、多種多様な問題が存在します。指導員からも随時問題提起があるとは思いますが、そうした指摘が無い場合でも、人によって見方が異なる場合や、現場の状況が伝聞からの想像と異なっている事もあります。問題の指摘等の有無に関わらず、全てのクラブにおいて最低でも年度に1～2回は社協および保育課双方の担当者が現場を訪問し、各クラブの状況を確認すると同時に指導員からのヒヤリングを行って、現状に対する意思の疎通を徹底してください。

#### 5) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

### 3. 施設改善、その他について

#### 1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備 (冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等) について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の

認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

**2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。**

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。
- ③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。
- ④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上